

令和4年6月30日

令和4年度第3回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和4年度第3回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第2号 松本市新科学館建設検討委員会の廃止及び同設置要綱の廃止について
- 第3号 長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて
- 第4号 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について
- 第5号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第6号 松本市文化財審議委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第7号 松本市立博物館分館の臨時開館について

[報告]

- 第1号 令和4年松本市議会6月定例会の結果について
- 第2号 学都松本推進協議会委員の委嘱について
- 第3号 市町村と県による協働電子図書館への参加について
- 第4号 中央図書館における特別整理期間の変更について
- 第5号 中央図書館及び本郷図書館の開館時間延長について
- 第6号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について
- 第7号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会委員の委嘱について

[周知]

- 1 松本城三の丸跡土居尻第15次発掘調査現地説明会（中間報告）の開催について

[その他]

議案第 2 号

松本市新科学館建設検討委員会の廃止及び同設置要綱の廃止について

1 趣旨

松本市教育文化センターを松本市新科学館として整備するにあたり、整備にかかる基本計画及び基本設計等検討するために設置された松本市新科学館建設検討委員会を廃止するとともに、委員会設置を定めた同設置要綱を廃止するものです。

2 経過

- R 元. 6 松本市新科学館建設検討委員会設置要綱制定
- 8 第1回新科学館建設検討委員会開催、検討委員を委嘱
2. 1 第3回新科学館建設検討委員会開催し、検討した意見を集約
- 4～ 事業棚卸による事業の見直し
- 1 1 見直し方針の決定（宇宙に特化した展示内容の見直し、情報通信分野の再検討など）
- 1 2 定例教育委員会において事業棚卸の実施結果を報告
3. 1 市議会教育民生委員協議会において事業棚卸の実施結果を報告
- 6 教育委員研究会で教育文化センター改修方針の見直しについて報告
- 1 2 市議会12月定例会一般質問で市長が再整備方針を答弁
- 定例教育委員会において教育文化センター再整備事業について協議
4. 2 市議会経済文教委員協議会で再整備方針について了承

3 廃止の理由

上記経過に基づき、令和4年度から3名のアドバイザーによる新たな体制で基本計画を再検討することとなり、委員会の存続理由がなくなったため廃止したい。

なお、委員の任期は委嘱の日から整備に係る実施設計が完了するまでとなっていますが、任期途中での廃止とするものです。

4 委員及び監修者名簿

別紙のとおり（所属団体・役職等は委嘱時のもの）

5 廃止に係る委員の承諾等

委員5名及び監修者については個別に連絡をとり、委員会廃止についてすべての方々から了承をいただきました。

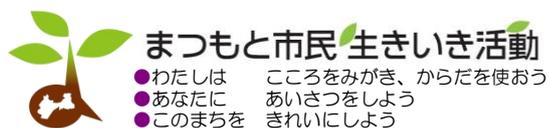
6 設置要綱

別紙のとおり

7 施行期日

令和4年7月1日を予定

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980



松本市新科学館建設検討委員会委員名簿

No.	氏 名	所属団体・役職等	区 分
1	一ノ瀬 浩子	松本市立鎌田小学校長	学校関係者
2	曾根原 紀子	松本市P T A 連合会	教育文化センター利用者
3	三澤 透	信州大学総合人間科学系 (全学教育機構) 教授	有識者
4	若宮 崇令	前茅野市八ヶ岳総合博物館長	有識者
5	渡邊 文雄	信州衛星研究会	有識者

(任期：委嘱の日から整備に係る実施設計が完了する日まで)

監修者	平林 久	JAXA 名誉教授	監修者
-----	------	-----------	-----

松本市新科学館建設検討委員会設置要綱

令和元年5月31日
教育委員会告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市教育文化センター(以下「教育文化センター」という。)を松本市新科学館基本構想に基づく科学館として整備するに当たり、当該整備に係る基本計画(以下「基本計画」という。)及び基本設計(以下「基本設計」という。)等について検討するため、松本市新科学館建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること、
- (2) 基本設計に関すること。
- (3) 前掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) 教育文化センター利用者
- (3) 有識者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要を認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備に係る実施設計が完了する日までの間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 委員会に、所掌事項に関し特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別な事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年6月1日から施行する。

(松本市新科学館基本構想策定委員会設置要綱の廃止)

2 松本市新科学館基本構想策定委員会設置要綱(平成29年教育委員会告示第30号)は、廃止する。

教育委員会資料
4. 6. 30
教育政策課

議案第 3 号

長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の
取り交わしについて

1 趣旨

県教育委員会と松本市教育委員会が、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員の任免その他の進退等に関して、了解事項を取り交わすことについて協議するものです。

2 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項及び覚書別紙1のとおり

3 実施期間

教育委員会議決の日から令和5年5月31日までの間

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（市町村委員会の内申）

第38条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規程にかかわらず、都道府県教育委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 都道府県内の教職員の適切な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

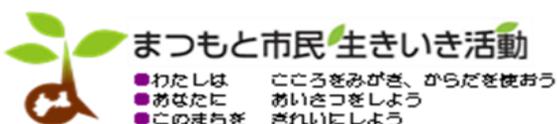
(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規程による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第39条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980



「学都松本」

了 解 事 項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 令和5年度教職員人事異動の基本方針について

令和5年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(別 紙)

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（4）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

- 3 令和5年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。
- 4 令和5年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

教育委員会資料
4. 6. 30
教育政策課

議案第 4 号

松本市教育長の職務に専念する義務の免除について

1 趣旨

松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条及び松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条に基づき、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるため、教育長の職務に専念する義務の免除に関し協議するものです。

2 条例第2条第1号及び第2号関係

- (1) 第1号に該当するもの
教育行政トップリーダーセミナー
- (2) 第2号に該当するもの
人間ドック

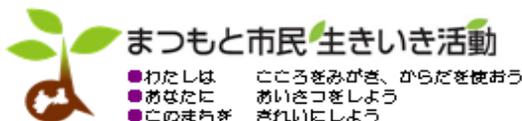
3 規則第2条関係

- (1) 第1号に該当するもの
松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会 教育長
- (2) 第2号に該当するもの
長野県公文書審議会 委員
- (3) 第3号に該当するもの
ア 一般財団法人松本市芸術文化振興財団 副理事長
イ Mウイング管理組合 副理事長
- (4) 第4号に該当するもの
ア 松本地区保護司候補者検討協議会 委員
イ 松本大学外部評価委員会 委員
ウ 信州大学教育学部教員養成連携協議会（教育課程連携協議会） 委員

3 根拠法令

別紙のとおり

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980



「学都松本」

○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月13日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、松本市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

松本市教育委員会規則第9号

松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則を次のように定める。

令和4年4月28日

松本市教育委員会

(目的)

第1条 この規則は、松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成27年条例第7号)第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務を免除される場合)

第2条 教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 教育長が職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (2) 教育長が国又は他の地方公共団体において規則又は規程に基づいて設置された委員会、審議会等の構成員としての職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合
- (3) 教育長が市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (4) 教育長が国、他の地方公共団体又は市の業務と関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合
- (5) 教育長が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し講演等を行う場合
- (6) その他特別の理由がある場合

附 則

この規則は、令和4年4月28日から施行する。

議案第 7 号

松本市立博物館分館の臨時開館について

1 趣旨

観覧者の利便性向上を図るため、松本市立博物館分館の臨時開館を実施することについて協議するものです。

2 臨時開館施設

- (1) 松本民芸館、松本市はかり資料館、松本市旧司祭館、松本市時計博物館
令和4年8月15日（月）
- (2) 松本市高橋家住宅
令和4年8月12日（金）、8月15日（月）、8月16日（火）
- (3) 松本市安曇資料館
令和4年7月19日（火）～8月19日（金）
（※期間中の平日を臨時開館。土・日・休日は通常どおり開館。）

3 周知方法

- (1) 広報まつもと8月号へ掲載します。
- (2) 松本市ホームページ・松本まるごと博物館ホームページへ掲載します。

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32-0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

報告第 1 号

令和4年松本市議会6月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会6月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

6月6日（月）から6月23日（木）まで18日間

一般質問 6月13日（月）から15日（水）まで3日間

経済文教委員会 6月17日（金）

基幹博物館建設特別委員会 6月20日（月）

3 審査内容及び結果

(1) 経済文教委員会審査

ア 議案

(ア) 議案第12号 市有財産の譲渡について（新村荘）

(イ) 議案第8号 令和4年度松本市一般会計補正予算（第2号）

【歳出】

社会教育費

成人式開催事業費追加（事務費等、委託料） 2,340千円

補助金追加（コミュニティ助成事業、町内公民館整備） 21,570千円

【歳入】

諸収入

教育費雑入追加（コミュニティ助成事業助成金） 15,000千円

イ 審査結果

上記の議案2件については、原案どおり可決されました。

(2) 経済文教委員協議会

ア 報告事項

(ア) 第3次松本市教育振興基本計画の策定について

(イ) 中央図書館駐車場における事故について

イ 委員から出された主な意見等

(ア) 第3次松本市教育振興基本計画の策定について

【分野3 人権共生】の分野に「ジェンダー平等」という言葉が含まれていない

ので、もっと時流にあった言葉を選び、その思想の歴史的背景も掲載した方が良いのではないかという意見や、全体的に第11次基本計画で重点戦略として位置付けたDX・デジタル化関連、ゼロカーボン等を視点とした施策・事業が少ないので、必要に応じて追加して欲しいとの要望がありました。

また、【分野2 教育】子どもの関係施設等の整備・充実については、先の私立幼稚園の日照権問題のような事案が発生した場合に、市長部局と連携を図るなど、全庁的な体制を組んで調整してもらいたいとの要望がありました。

その他、【分野4 社会教育】平和記念事業の推進の中で、戦争の悲惨さを伝えていくだけでなく、日本の加害責任についても伝えていくべきではないかなど、様々な意見がありました。集約にあたって委員長から、施策を実施する際には前向きに捉え、意見が反映できるような形で実行に移してほしいとのご要望をいただきました。

ウ 審査結果

(ア) 承認されました。

(イ) 報告を受けたと集約されました。

(3) 基幹博物館建設特別委員会

ア 議案

議案第6号 松本市立博物館条例の一部を改正する条例

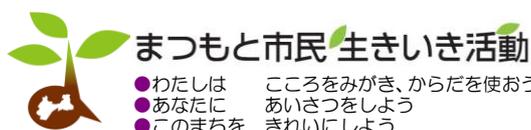
イ 委員から出された主な意見等

館内に3か所設けられる、ウインドウギャラリーの利用等について質疑があり、市民はもとより、市外の方も使用していただける展示スペースとし、内容については、展示にふさわしいものを、利用者と相談していくこと、また、営利目的のものと教育目的のもので、利用料金を変更することを検討していく旨、答弁しました。

ウ 審査結果

原案通り可決されました。

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980



「学都松本へ」

報告第 2 号

学都松本推進協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市教育振興基本計画に基づき、学都松本の実現を市民との協働により推進するため設置した学都松本推進協議会委員を設置要綱第3条に基づき委嘱することについて報告するものです。

2 学都松本推進協議会委員の主な職務

- (1) 学都松本の推進に関すること。
- (2) 学都松本フォーラムの企画及び運営に関すること。
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項。

3 委嘱予定者

別紙名簿（案）のとおり

4 任期

- (1) 公募委員 3年
- (2) 公募委員以外 1年

5 根拠規定（抜粋）

学都松本推進協議会設置要綱

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学都松本の推進に関すること。
- (2) 学都松本フォーラムの企画及び運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項。

（組織等）

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 有識者

(4) 公募による市民

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、前条第2号第4号の規定による委員の任期は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980



「学都松本」

令和4年度 学都松本推進協議会委員名簿（案）

区分	氏名	推薦団体	任期
学校教育及び 社会教育関係者	かわふね よしつぐ 川 舩 義嗣	松本まるごと博物館友の会	1年
	やまだ ゆういち 山 田 裕一	松本市社会教育委員	
	すずき きよと 鈴 木 清登	中信美術会	
	さいとう たかし 齊 藤 孝資	松本城案内グループ	
	なかた やすこ 中 田 安子	松本市公民館運営審議会	
	あかつ あきえ 赤 津 章恵	松本地域子ども文庫・ おはなしの会連絡会	
家庭教育関係者	ながつか ひろし 永 塚 博	松本市こども会育成連合会	1年
	もちづき りか 望 月 理香	松本市PTA連合会	
有識者	こやなぎ ひろゆき 小 柳 廣幸	松本市教育委員	1年
	すずおか じゅんいち 鈴 岡 潤一	元教員	
公募委員	さくらい としひこ 櫻 井 利彦	公募委員	3年
	なかむら みちこ 中 村 美智子	公募委員	
	はっとり きみたけ 服 部 公威	公募委員	

報告第 3 号

市町村と県による協働電子図書館への参加について

1 趣旨

住民サービスの向上及びデジタル化社会への対応を図るため、長野県内の市町村及び長野県が協働して実施する電子書籍貸出サービス「市町村と県による協働電子図書館」に参加することについて報告するものです。

2 実施内容

(1) サービス内容

松本市図書館ホームページからリンクする電子図書館サイトにログインし、電子書籍の閲覧・貸出を行う。

(2) 利用案内

別紙1のとおり

(3) 利用資格（松本市図書館の窓口での申請が可能な方）

松本市内に在住または県外から松本市内に通勤通学している方で、松本市図書館の利用者カードの交付を受けている方

3 今後の予定

(1) 7月 1日（金）周知開始

(2) 7月16日（土）申込受付開始

(3) 8月 5日（金）サービス開始

※ 周知開始日、申込受付開始日は、自治体により異なります。

4 周知方法

(1) 図書館の館内掲示により周知します。（別紙2）

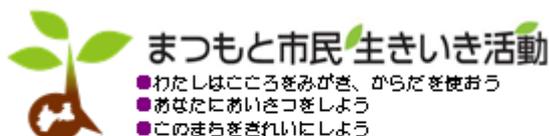
(2) 図書館ホームページ、図書館フェイスブック等に掲載します。

(3) 広報まつもと8月号に掲載します。

担当 中央図書館

館長 小西 えみ

電話 32-0099



「市町村と県による協働電子図書館」利用案内

利用者ID

1人につき1IDのみ利用できます。図書館の利用者カードの有効期限が切れた場合、利用者IDも抹消されます。

貸出

貸出点数：1人につき2点以内

貸出期間：1回につき7日以内（期限を過ぎると自動で返却されます）

貸出延長：他の利用者の予約がない場合で、かつ、貸出期間内に延長手続きを行った場合、1回のみ7日間延長できます。

予約

読みたい電子書籍が貸出中の場合は予約ができます。同時に予約できる点数は、2点以内です。置き期間は、貸出しが可能になった日から7日間です。貸出可能通知をメールで受け取ることができます。

利用可能時間

365日24時間利用できます。システムメンテナンス等でサービスを休止する場合はホームページで予告します。

料金

電子図書館は無料で利用できます。ただし、インターネット接続にかかる通信料は利用者の負担となります。

印刷・リクエスト

データのダウンロード、印刷はできません。電子書籍のリクエストは当面、受付を行いません。

著作権

電子書籍の使用は、著作権法に定める範囲に限られ、それ以外の改変、複製、展示、上映、譲渡、貸与、公衆送信等を行った場合は損害賠償が請求される場合があります。

令和
4年版
2022

市町村と県による協働電子図書館

長野県民はだれでもいつでもどこからでも



パソコン・スマホ・タブレットで読む

電子書籍(コンテンツ)……77市町村で分担購入

電子図書館(プラットフォーム
本棚のような役目)……県立図書館で維持

市町村と県による

協働電子図書館

8月5日(金)スタート

申込受付開始： 月 日 ()

以下の方は松本市図書館の窓口で申し込めます。

- ・松本市にお住まいの方
- ・長野県外在住で、松本市内に通勤・通学している方

詳しくは窓口へお問い合わせください。

報告第 4 号

中央図書館における特別整理期間の変更について

1 趣旨

5月に破損したガラススクリーンの復旧作業にあわせて、中央図書館の特別整理期間を変更することについて報告するものです。

2 特別整理期間

(1) 変更前

令和4年6月13日（月）から6月24日（金）まで

(2) 変更後

令和4年7月4日（月）から7月15日（金）まで

3 変更する理由

- (1) ガラスの納品に時間を要し、当初の特別整理期間内での復旧作業が出来ないため。
- (2) 特別整理期間中に復旧作業を実施することにより、利用制限を最小減にするため。

4 周知方法

- (1) 図書館ホームページ、フェイスブックによる周知
- (2) 各図書館での館内掲示による周知
- (3) 図書館カレンダーの変更

担当	中央図書館
館長	小西 えみ
電話	32-0099



「学都松本」

報告第 5 号

中央図書館及び本郷図書館の開館時間延長について

1 趣旨

夏期の図書館利用者の利便性の向上を図るため、中央図書館および本郷図書館の開館時間を延長することについて報告するものです。

2 実施内容

(1) 実施日

令和4年7月23日～8月21日の土曜日及び日曜日並びに祝日（計11日）

※本郷図書館は計10日（祝日は休館のため）

※市内小中学校 夏休み期間 7月21日（最早）～8月25日（最遅）

（開智小学校 7月23日～8月23日、丸ノ内中学校 7月25日～8月21日）

（深志高校 7月23日～8月22日、美須ヶヶ丘高校 7月30日～8月21日、
県ヶヶ丘高校 7月27日～8月21日、蟻ヶヶ崎高校 7月25日～8月28日）

7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31			
31													

実施日（※8月11日は中央のみ）
 休館日
 中央蔵書点検

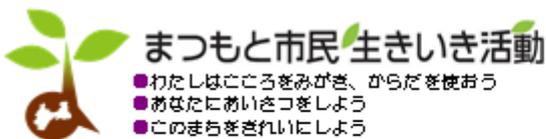
(2) 開館時間の延長内容

中央図書館は「9時30分から17時まで」を「9時30分から18時まで」に1時間延長。本郷図書館は「10時から17時まで」を「10時から18時まで」に1時間延長。

3 周知方法

- (1) 図書館の館内掲示により周知します。
- (2) 図書館ホームページ、図書館フェイスブック等に掲載します。

担当	中央図書館
館長	小西 えみ
電話	32-0099



報告第 6 号

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の吉田利男氏が令和4年4月29日に逝去され、動物担当の委員が不在になったことに伴い、同協議会設置要綱第3条の規定により、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

東城 幸治氏（信州大学理学部教授・副学長）

3 任期

委嘱の日から令和4年10月23日まで

※設置要綱第4条では、委員の任期を委嘱の日から2年としていますが、他の委員の任期との整合を図るため、残任期間の令和4年10月23日までとします。

4 委員名簿（案）

別紙のとおり

5 根拠要綱（抜粋）

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱（組織）

第3条 協議会は委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 地域関係者

(3) 行政関係者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

担当	文化財課	西部4地区担当
課長	白井 邦彦	
電話	94-2304	

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員等名簿（案）

委員任期：令和2年10月24日～令和4年10月23日まで

区分	氏名	役職
有識者	会長 ササキ 邦博 佐々木 邦博	信州大学 名誉教授【景観】
	副会長 スズキ 啓助 鈴木 啓助	信州大学理学部 特任教授・名誉教授【水循環】
	オオバク ミコ 大窪 久美子	信州大学農学部 教授【植物】
	アヤノ 愛彦 荻谷 愛彦	専修大学 文学部 環境地理学科 教授【地形・地質】
	キハラ 曜 北原 曜	信州大学 名誉教授【治山工学】
	ウヅウ コウジ 東城 幸治	信州大学 理学部教授（副学長）【動物】
地域関係者	コバシ 清二 小林 清二	上高地町会長（中の湯温泉旅館）
	アヤギ 浩一郎 青柳 浩一郎	上高地観光旅館組合長（上高地温泉ホテル）
	ヤマダ 直 山田 直	北アルプス山小屋友交会会長（横尾山荘）
国	ケン 信司 軒端 信司	林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官
	モリヤ 徹郎 守屋 徹郎	林野庁 中信森林管理署 上高地森林事務所 森林官
	オグチ 貴雄 小口 貴雄	国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所 建設専門官
	マツノ 壮太 松野 壮太	環境省 信越自然環境事務所 中部山岳国立公園上高地管理官事務所 国立公園管理官
県	カシワギ 和之 柏木 和之	長野県 環境部 自然保護課 自然公園整備係長
	コバシ 信也 小林 信也	長野県 松本建設事務所 計画調査課 課長補佐
	タニ 和隆 谷 和隆	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課 主任指導主事

委員数 16名

教育委員会資料
4. 6. 30
文化財課

報告第 7 号

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会委員の委嘱について

1 趣旨

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会委員の任期満了に伴い、同協議会設置要綱第3条の規定により、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

別紙名簿（案）のとおり

※全員再任

3 委嘱期間

令和4年7月29日から令和6年7月28日まで（2年間）

4 根拠要綱（抜粋）

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱

（組織）

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 地域関係者

(3) 行政関係者

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

担当	文化財課	西部4地区担当
課長	白井	邦彦
電話	94 - 2304	



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会 委員名簿（案）

任期：令和4年7月29日から令和6年7月28日まで

区分	No.	氏名	役職等
有識者	1	オオツカ ツトム 大塚 勉	信州大学 特任教授（地質学）
地域 関係者	2	サイトウ シンヅヒト 齋藤志津人	白骨温泉まちづくり委員会 委員長
			白骨温泉旅館組合 理事長
	3	サイトウ モトキ 齋藤 元紀	一般社団法人 松本市アルプス山岳郷 代表理事
	4	キムラ キヨシ 木村 希喜	大野川区町会長・大野川区長
	5	ツヅキ タカオ 筒木 隆雄	丸永旅館経営
行政 関係者	6	モリカワ マサト 森川 政人	環境省 中部山岳国立公園管理事務所長
	7	モリタ コウジ 森田 耕司	国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所長
	8	フジモト オサム 藤本 済	長野県 松本建設事務所長
	9	ニエダ アキラ 贄田 明	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 指導主事

報告第 8 号

図書館協議会委員報酬の支払いについて

1 趣旨

令和4年3月29日（火）に開催された図書館協議会における委員報酬について、本来支払うべきであった委員（以下「A委員」という。）に対する報酬を、誤って当日欠席した委員（以下「B委員」という。）に対し支払ったことについて、報告するものです。

2 経過

4. 4. 21 委員（5人）へ報酬を支払い

6. 16 A委員に別件で電話をした際、報酬が振り込まれていないとの指摘を受ける。

確認を行ったところ、B委員に誤って支払っていることが判明

A委員に謝罪

21 B委員に謝罪

3 未払い及び誤払い金額

4, 900円（会議時間が4時間未満の場合の報酬額）

4 原因

- (1) 委員出欠席一覧について、誤って、A委員を欠席、B委員を出席として作成し、支払い事務を行ってしまったこと。
- (2) 図書館協議会開催業務は、開催に係る担当責任者と報酬等支払担当で業務を分担していますが、報酬等支払担当者に人事異動があり、後任者への十分な引継ぎが行われていなかったこと。
- (3) 決裁時の内容確認が不十分だったこと。

5 対応

- (1) A委員に、本来支払うべきであった報酬を速やかに支払います。
- (2) B委員に、返金の手続きを依頼します。

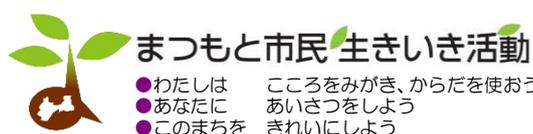
6 再発防止対策

- (1) 図書館協議会開催時は、委員の出欠席及び報酬支払事務について、複数人による確認を再度徹底し、再発防止に努めます。
- (2) 担当者の異動等の際には、立会者立ち会いの下、適正な引継ぎを行うよう再度徹底します。
- (3) 公金の取扱いに際し、職員に求められる姿勢や心構えなどの基本的事項について再度確認します。

7 今後の対応

次期開催の庁議及び市議会経済文教委員協議会に報告します。

担当	中央図書館
館長	小西 えみ
電話	32-0099



「学都松本」

周知事項 1

松本城三の丸跡土居尻第15次発掘調査現地説明会（中間報告）の開催について

1 趣旨

松本城南・西外堀整備事業に伴い、本年度実施している松本城三の丸跡土居尻第15次発掘調査の成果を一般に公開するため、標記事業を開催することについて周知するものです。

2 開催内容

(1) 日時

令和4年7月3日（日） 10時30分から12時まで

(2) 場所

松本城三の丸跡土居尻第15次発掘調査現場
（松本市城西2丁目30-1ほか・旧医師会北側駐車場）

(3) 内容

ア 調査概要説明

イ 現地見学・説明（武家屋敷跡から見つかった遺構・土塁跡）

ウ 出土遺物見学・説明（江戸時代の生活用具・茶道具ほか）

(4) 調査成果

現在、江戸時代後半と考えられる武家屋敷跡地を調査しています。遺構の残存状況が良く、中級武家屋敷内の様子を明らかにするうえで大変重要な資料になります。

(5) 申込方法 事前申込不要（参加無料）

(6) その他 雨天の場合、現地見学は中止しますが、資料の配布と出土遺物の見学・説明は実施します。

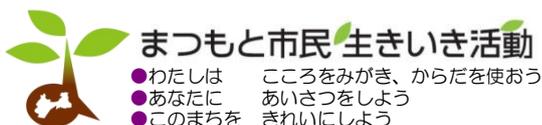
3 周知方法

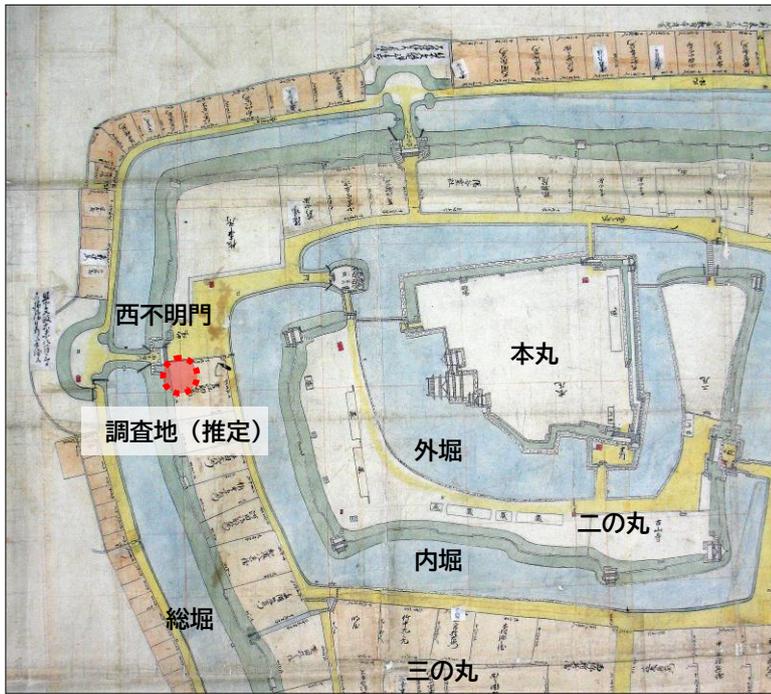
(1) 松本市ホームページ

(2) 回覧板（二の丸町会）

(3) プレスリリース

担当 文化財課
課長 竹原 学
電話 34-3292





絵図で見る調査地の位置
（「享保十三年秋改松本城下絵図」
部分・加筆）

ゴミ穴に廃棄された
多くの日用品（陶・磁
器、灯明皿、漆器椀、
砥石など）



竹管を繋げるため
の木製ジョイント

竹製の水道管（竹管）

見つかった水道施設